

狛江市公共施設等 総合管理計画（案）

平成29年1月

狛江市

目 次

I	公共施設等総合管理計画について	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置付け	
3	対象施設	
4	計画期間	
II	市の現状と将来の見通し	3
1	人口推計	
2	財政状況	
3	公共施設等に係る今後の費用の見込み	
4	将来の見通しを踏まえた今後の考え方	
III	公共建築物の管理に関する基本的な考え方	14
1	公共建築物の状況	
2	公共建築物の管理に関する基本的な方針（今後 10 年間）	
IV	インフラの管理に関する基本的な考え方	18
1	道路	
2	橋りょう	
3	下水道	
4	公園	
V	フォローアップの実施方針等について	26
1	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	
2	評価・検証	

I 公共施設等総合管理計画について

1 計画策定の趣旨

国においては、公共施設等（公共建築物、道路、橋りょう、下水道、公園等）の老朽化対策が大きな課題となっている中、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための計画として、平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。さらに、国は各地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。

狛江市においても、すでに公共施設等について老朽化対策や施設更新等が課題となっているため、各施設の個別計画を策定し、計画的な管理や長寿命化に対する取組みを進めています。しかし、今後も厳しい財政状況の中で、長期的な視点を持って公共施設等を計画的に管理運営することにより、財政負担を軽減・平準化しつつ、市民サービスを効率的かつ安定して提供することの重要性を強く認識しているところです。

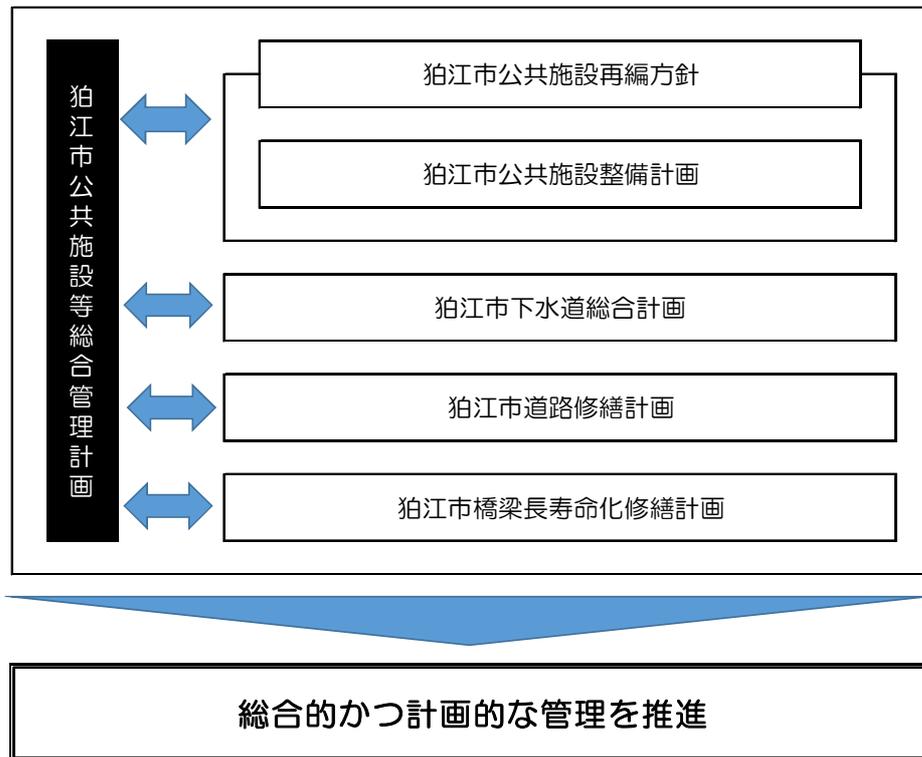
また、現在人口は増加傾向となっておりますが、将来的には人口が減少し、少子高齢化による人口構成の変化に伴う公共施設等の利用需要が変化することが想定されるため、今後は個別施設の計画だけでなく、公共施設等の全体の状況を把握し、総合的に管理を進めていく必要があると考えています。

以上のような認識のもと、このたび「狛江市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」）を策定しました。この計画を推進することにより、公共施設等の維持管理・更新等を総合的かつ計画的に実施し、財政負担を軽減・平準化するとともに、安定的に市民サービスを提供することで市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

2 計画の位置付け

狛江市の総合管理計画は、市が所有する公共施設等について基本的な方針を示したものであり、各施設の整備計画や修繕計画を横断的に見渡す計画として位置付けます。

なお、公共施設等の具体的な取組みについては、各施設の計画の中で示しており、計画の見直し等を行う際には総合管理計画の方針をベースとして考えていきます。



3 対象施設

総合管理計画では、市が所有する公共建築物及びインフラ（道路・橋りょう・下水道・公園）を対象とします。

4 計画期間

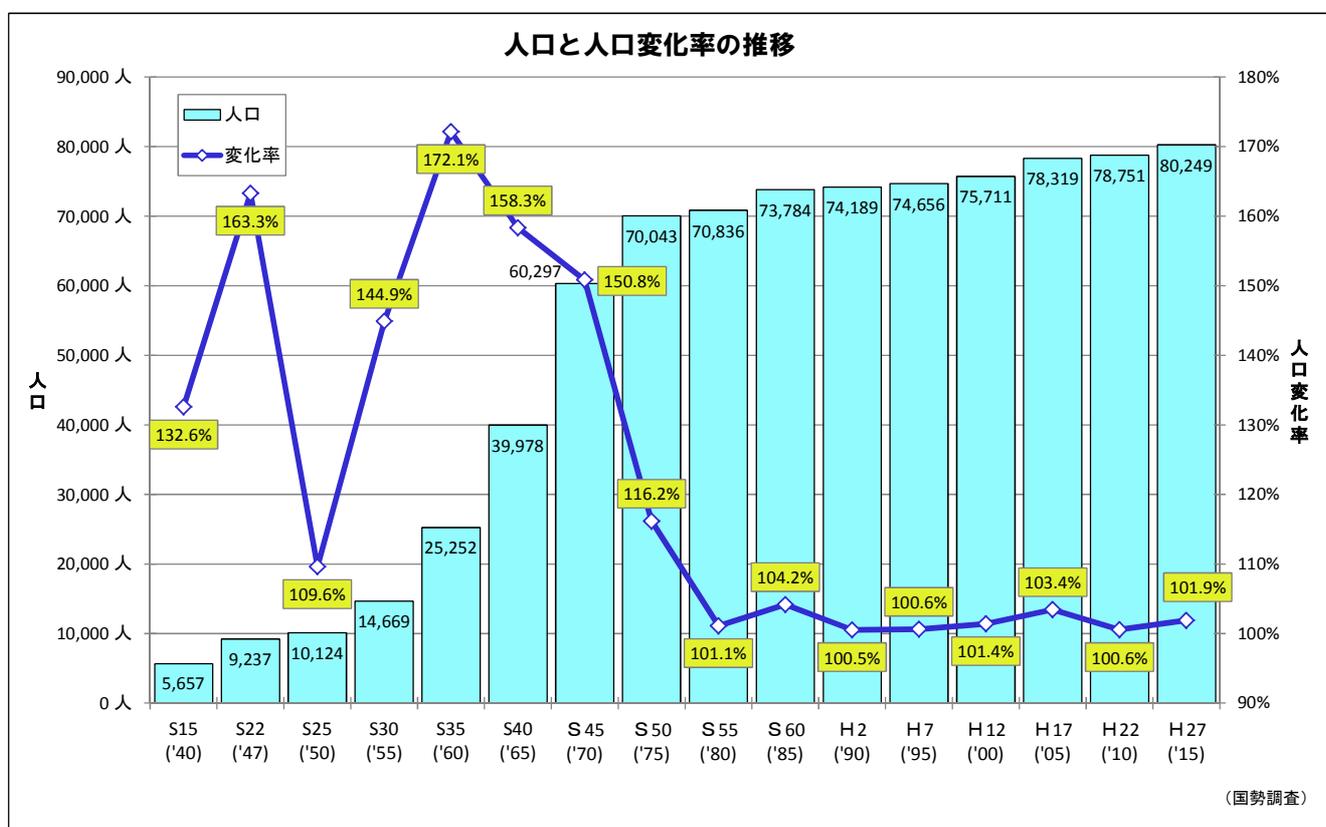
総合管理計画は、将来の人口や財政の見通し等をもとに中長期的な視点に基づき検討する必要があります。そのため、計画期間については、今後 30 年間の見通しを踏まえた、平成 29（2017）年度から平成 38（2026）年度までの 10 年間とします。

Ⅱ 市の現状と将来の見通し

1 人口推計

(1) 総人口の推移

狛江市では、昭和30(1955)年の14,669人から昭和50(1975)年の70,043人にかけて急激に人口が増加しました。昭和55(1980)年以降も、なおゆるやかに増加を続け、平成22(2010)年には78,751人となり、30年間で7,915人(11.2%)の増となりました。さらに、平成27(2015)年には8万人を超え、80,249人となりました。



(参考「狛江市人口ビジョン」)

(2) 将来人口推計

平成 28 (2016) 年 2 月に策定した「狛江市人口ビジョン」では、2 パターンのシミュレーションを行いました。

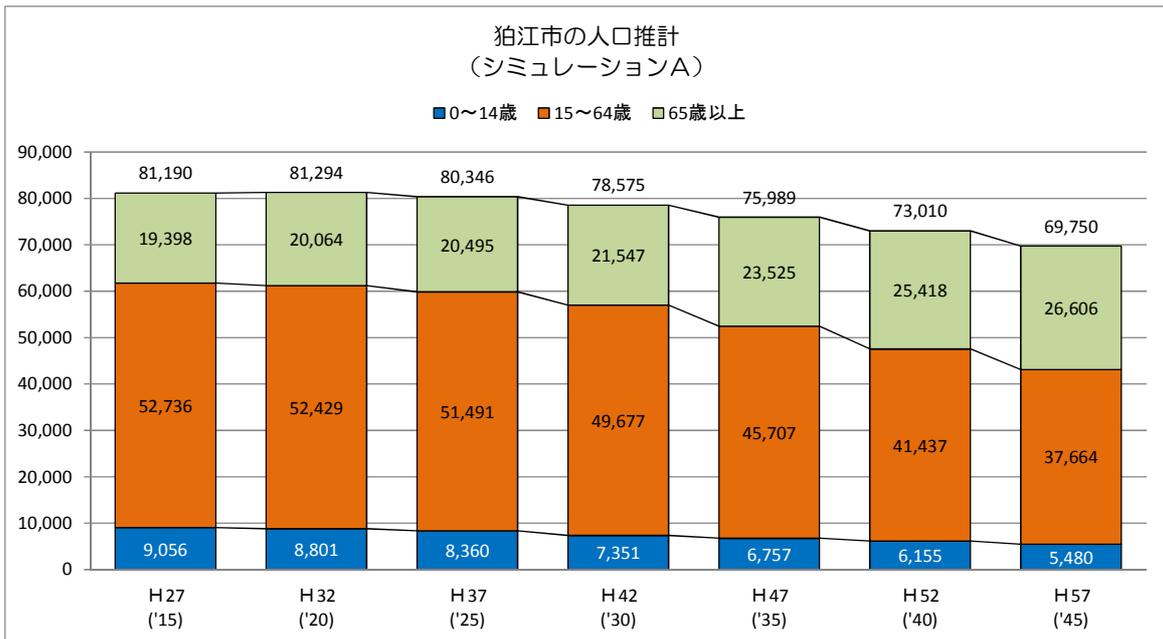
- ①シミュレーション A：出生、死亡は国立社会保障・人口問題研究所による仮定値に基づき、平成 47 (2035) 年以降に移動がゼロ (均衡) を見込んだ推計
- ②シミュレーション B (狛江市の目標人口)：シミュレーション A をベースに、合計特殊出生率が平成 72 (2060) 年に 1.80 まで上昇するものと仮定した推計

①シミュレーション A

人口総数は、平成 32 (2020) 年にピークを迎え、その後減少傾向となり、平成 57 (2045) 年には 11,440 人 (約 1.5 割) 減少します。

年齢構造別の人口数では、平成 57 (2045) 年には 0 歳から 14 歳 (年少人口) は約 4 割減少し、15 歳から 64 歳 (生産年齢人口) も約 3 割減少します。一方、65 歳以上 (高齢者人口) は約 4 割増加することが想定されます。

年齢構造別の人口構成割合は、人口数と同様に、年少人口及び生産年齢人口の比率が下がり、高齢者人口の比率が上がるため、典型的な少子高齢化の構造になると考えられます。



※平成 27 (2015) 年は、狛江市人口ビジョンの推計値

(参考「狛江市人口ビジョン」)

■年齢構造別人口割合

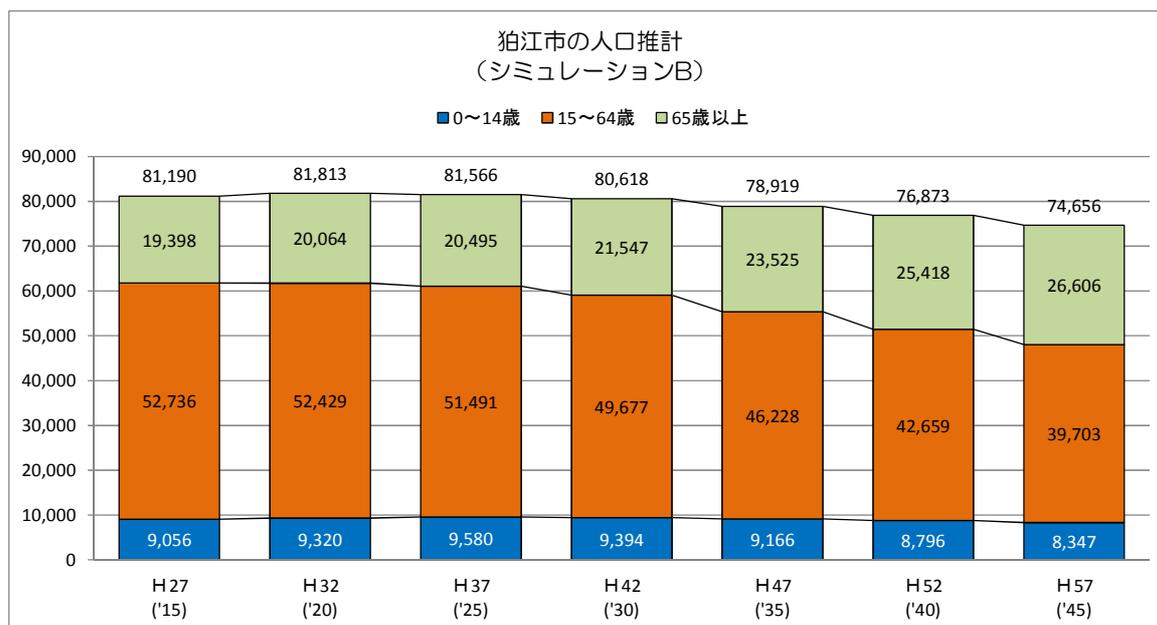
	H27 ('15)	H32 ('20)	H37 ('25)	H42 ('30)	H47 ('35)	H52 ('40)	H57 ('45)
シミュレーション A	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
0~14 歳	11.2%	10.8%	10.4%	9.4%	8.9%	8.4%	7.9%
15~64 歳	64.9%	64.5%	64.1%	63.2%	60.1%	56.8%	54.0%
65 歳以上	23.9%	24.7%	25.5%	27.4%	31.0%	34.8%	38.1%

②シミュレーション B（狛江市の目標人口）

シミュレーション B においても、人口総数は平成 32（2020）年にピークを迎え、その後減少傾向となり、平成 57（2045）年には 6,534 人（約 1 割弱）減少します。

年齢構造別の人口数は、少子化対策等による出生率の上昇もあり、年少人口は約 1 割の減少に留めていますが、生産年齢人口が約 2.5 割減少します。一方、65 歳以上の高齢者人口はシミュレーション A と同様に増加すると想定しています。

年齢構造別の人口構成割合は、年少人口はほぼ横ばいとなるため、高齢者人口の比率がある程度抑えられることとなりますが、高齢化が進むことが想定されます。



※平成 27（2015）年は、狛江市人口ビジョンの推計値

（参考「狛江市人口ビジョン」）

■年齢構造別人口割合

	H27('15)	H32('20)	H37('25)	H42('30)	H47('35)	H52('40)	H57('45)
シミュレーション B	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
0~14 歳	11.2%	11.4%	11.8%	11.7%	11.6%	11.4%	11.2%
15~64 歳	64.9%	64.1%	63.1%	61.6%	58.6%	55.5%	53.2%
65 歳以上	23.9%	24.5%	25.1%	26.7%	29.8%	33.1%	35.6%

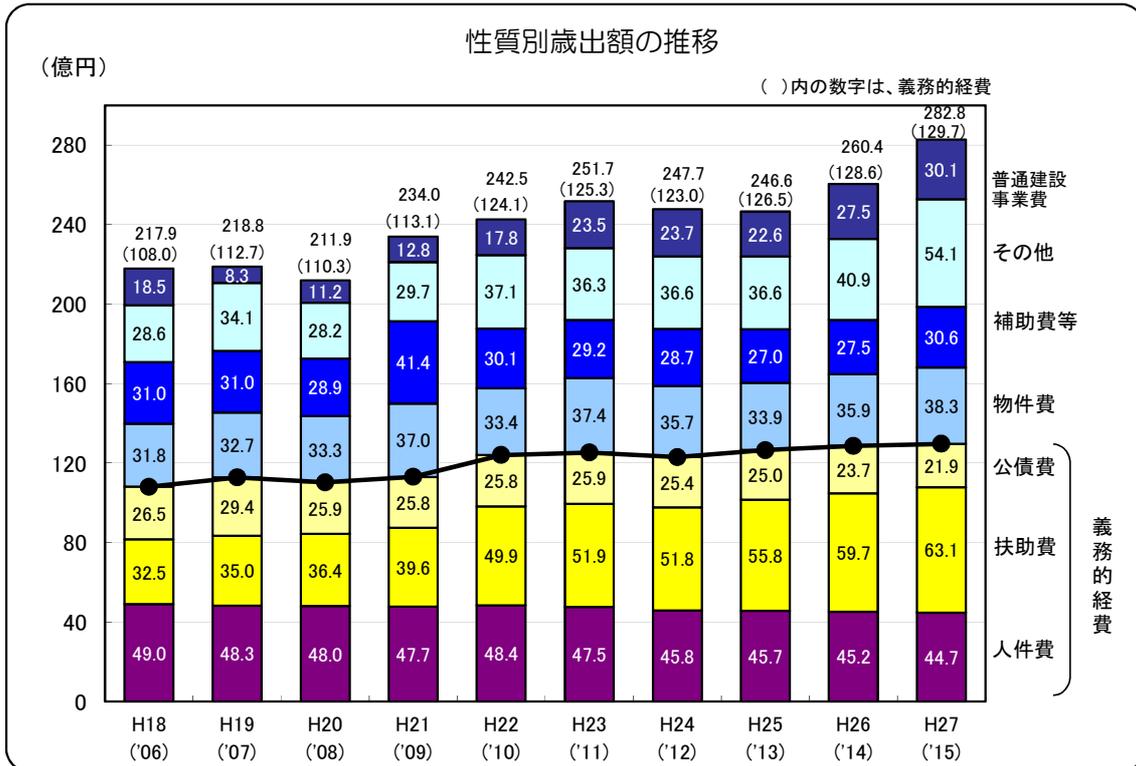
《人口推計からの視点》

- ☆ 総合的な人口の増減や少子高齢化等による人口構成の変化は、公共施設等の利用需要の変化につながるとともに、総量の適正化や維持管理を考える上で重要な要素となります。
- ☆ 人口総数は、過去から一貫して増加しており、今後も当面の間は増加傾向となります。しかし、平成 32（2020）年にピークを迎え、その後は減少すると想定しています。
- ☆ 2つのシミュレーションともに、程度の差はありますが、少子高齢化が進み、生産年齢人口の割合が減っていくことが想定されます。

2 財政状況

(1) 性質別歳出額の推移

性質別歳出額の推移は、人件費や公債費が減少していますが、高齢者、児童、障がい者等を支援する経費である扶助費の増加が顕著となっています。また、公共施設や道路の整備に関する経費である普通建設事業費は、平成 23（2011）年度から 20 億円を超えましたが、平成 27（2015）年度には都市計画道路整備に伴う用地取得や給食センター新築工事等により、30 億円を超えました。

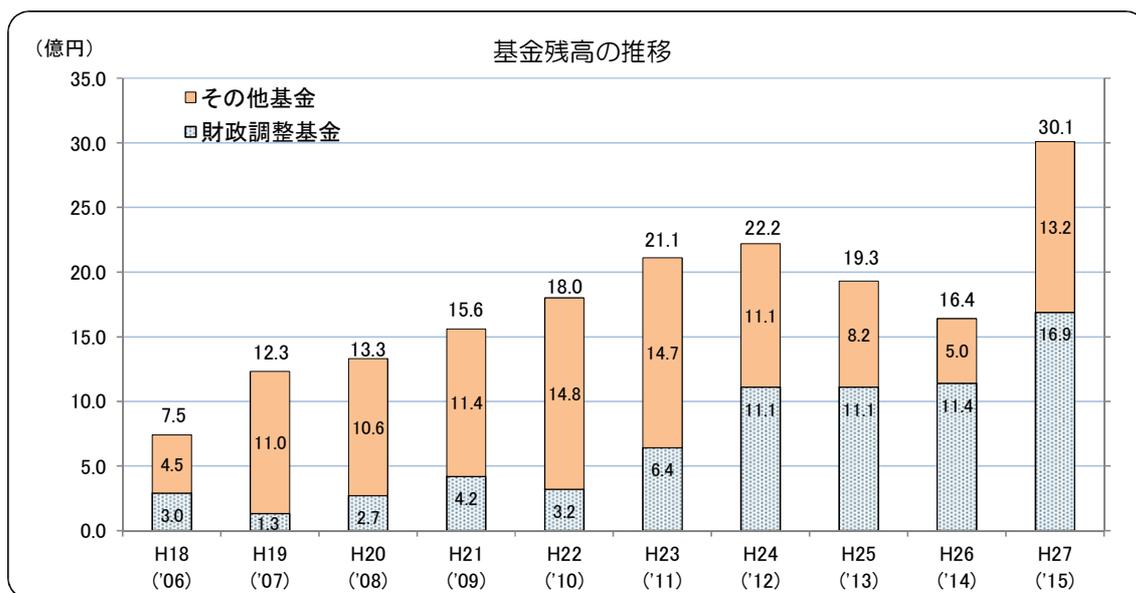


(出典「財政のあらまし(平成 27 年度決算)」)

(2) 基金残高の推移

市の貯金である基金の残高の推移は、平成 24（2012）年度をピークに減少していましたが、平成 27（2015）年度では、「狛江市中期財政計画」に定める財政規律における決算剰余金の1/2以上を積み立てたこと等により、30 億円を超えました。

しかし、公共施設の整備や修繕に必要な資金を積み立てる公共施設整備基金や公共施設修繕基金については、平成 27（2015）年度から積み増しているところですが、まだ残高は少ない状況となっています。



(出典「財政のあらまし(平成 27 年度決算)」)

■基金の内訳

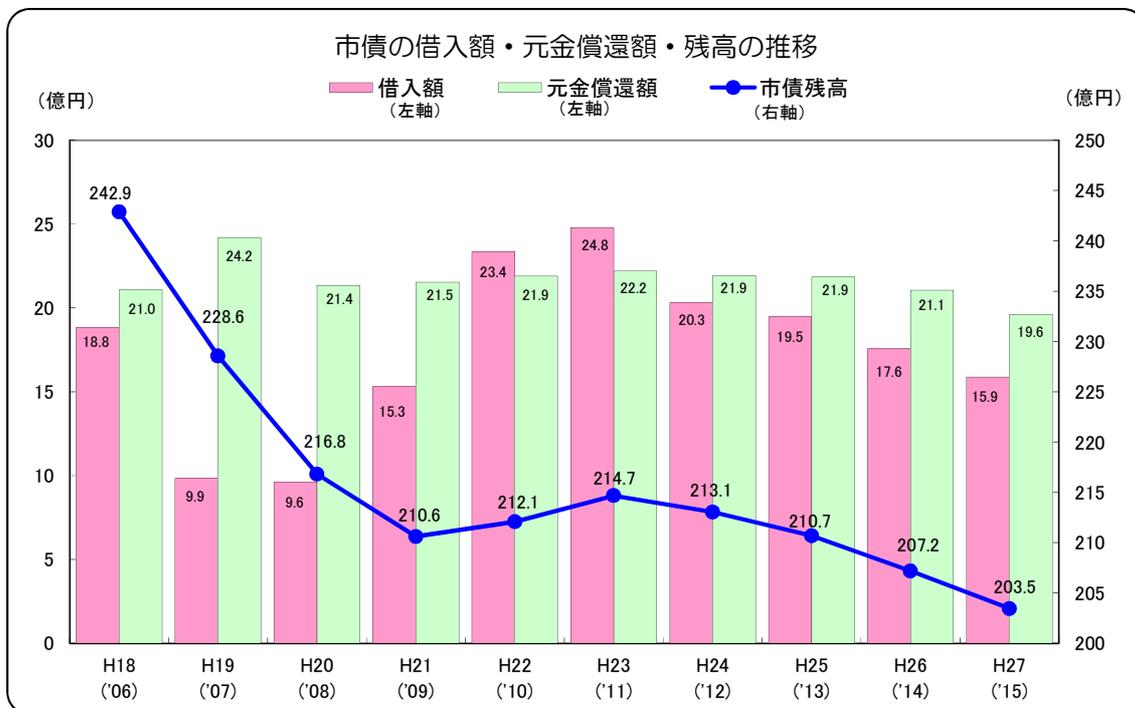
(単位：千円)

区分	H26(2014)年度末残高	H27(2015)年度積立金	H27(2015)年度取崩額	H27(2015)年度末残高
財政調整基金	1,133,907	1,010,762	450,727	1,693,942
減債基金	469	1	0	470
特定目的基金	500,674	813,157	0	1,313,831
清掃施設整備基金	452,931	45,181	0	498,112
緑化基金	46,434	167,974	0	214,408
公共施設整備基金	792	200,001	0	200,793
公共施設修繕基金	517	400,001	0	400,518
合計	1,635,050	1,823,920	450,727	3,008,243

(出典「財政のあらまし(平成 27 年度決算)」)

(3) 市債の借入額・元金償還額・残高の推移

この10年間で市債残高は大きく減少しました。その中でも、一般財源の不足を補うための市債である臨時財政対策債の残高は増加していますが、公共施設や道路の整備の際に借り入れる建設事業債の残高は減少傾向にあります。



(出典「財政のあらまし(平成27年度決算)」)

■市債残高の内訳

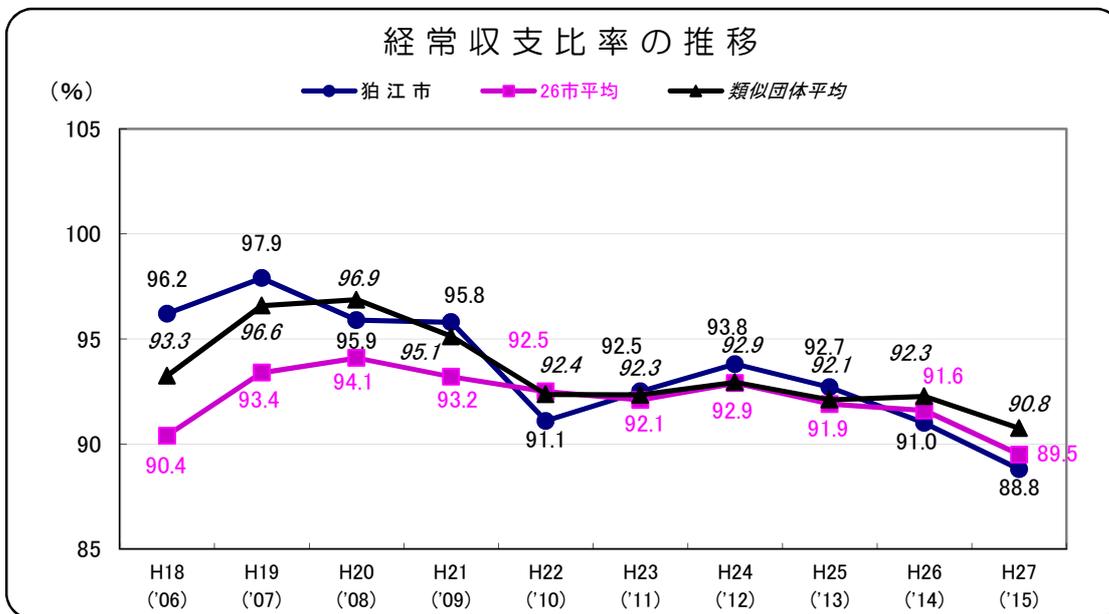
(単位: 億円)

		H18 ('06)	H19 ('07)	H20 ('08)	H21 ('09)	H22 ('10)	H23 ('11)	H24 ('12)	H25 ('13)	H26 ('14)	H27 ('15)
市債残高		243	229	217	211	212	215	213	211	207	204
内訳	建設事業債	153	137	125	115	107	105	100	95	90	88
	その他	90	92	92	96	105	110	113	116	117	116

※市債残高の内訳「その他」は、臨時財政対策債、減税補てん債、臨時税収補てん債等の市債残高

(4) 経常収支比率の推移

経常収支比率は、平成 17 (2005) 年度は 100%を超えていましたが、平成 18 (2006) 年度に 90%台となり、平成 27 (2015) 年度には 90%を切り、年々改善されています。



(出典「財政のあらまし(平成 27 年度決算)」)

《財政状況からの視点》

- ☆ 歳入の経常一般財源は、交付税制度の影響を受けるものの、今後は大きな増減はないと見込んでいます。
- ☆ 歳出は、人件費や公債費が減少していますが、年々扶助費が増加し、高齢化に伴い介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金も増えているため、今後も社会保障費は増加していくと見込んでいます。
- ☆ 基金残高は増えているものの、公共施設整備基金及び公共施設修繕基金の残高は少ない状況にあります。

3 公共施設等に係る今後の費用の見込み

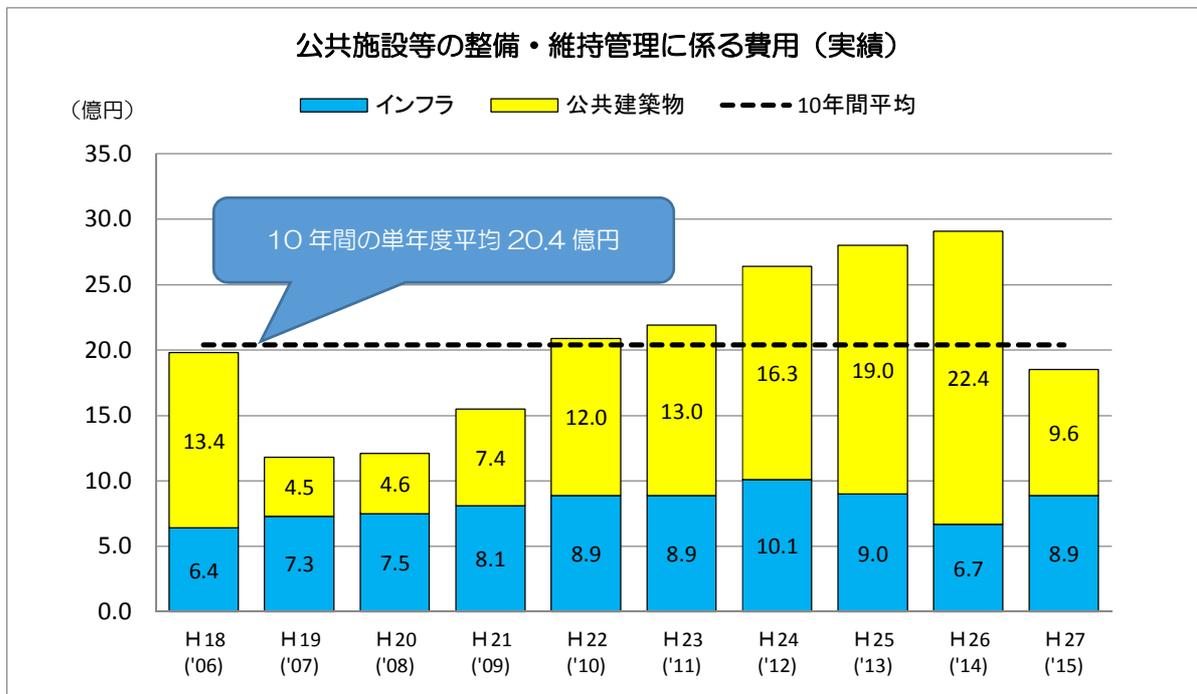
(1) 公共施設等に係るこれまでの費用

下記のグラフは、過去10年間の公共施設等の整備及び維持管理の費用になります。

施設の新設工事や道路の新設改良工事等の公共施設等の整備費を合計した金額は、単年度平均で15.8億円となります。

また、施設等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕等の維持管理費は、単年度平均で4.6億円となっています。

整備費及び維持管理費を合計すると単年度平均で20.4億円となります。この金額は、一般会計、公共下水道特別会計、駐車場事業特別会計の歳出合計額約299億円（平成27年度決算）の約7%となります。



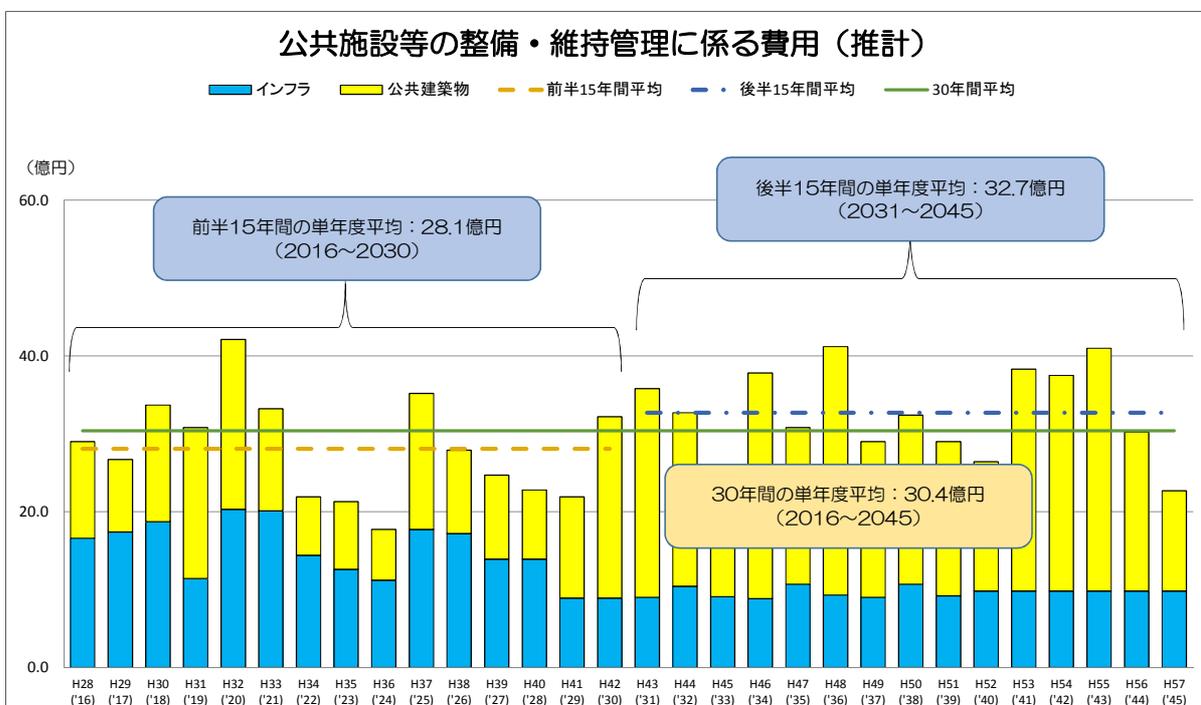
※整備費には、用地取得費や物件補償費を含まない。

(2) 公共施設等に係る今後の費用推計

公共建築物及びインフラに係る今後 30 年間の整備及び維持管理の費用の見込みが下記のグラフになります。公共施設整備計画等の各種計画に基づき計画的に整備し、今後も費用の平準化を図っていくことを想定していますが、平成 43（2031）年以降は小中学校の学校施設が更新時期を迎えるため、整備費が増加する見込みです。

また、整備費に単年度 4.6 億円の維持管理費を加えると、30 年間の単年度平均は 30.4 億円の推計となります。今後予定している公共施設の新築・建替えや都市計画道路・都市公園の整備、改修すべき設備の未改修費用等を計上しているため、過去 10 年間の平均より、10 億円増加する見込みです。

上記以外にも、多摩川衛生組合が管理するクリーンセンター多摩川について、今後 10 年以内にごみ処理施設の機能維持のための施設整備により費用負担が見込まれるため、その負担金についても考慮する必要があります。



※整備費には、用地取得費や物件補償費を含まない。

※推計方法について：公共建築物は P16「公共建築物の整備費用の推計」による。インフラは、下水道は「狛江市下水道総合計画」における財政シミュレーションを参考にし、その他のインフラは過去 10 年間の実績等により推計している。

《今後の費用の見込みからの視点》

- ☆ 平成 43（2031）年以降は学校施設の更新時期を迎え、多額の費用負担が発生する見込みです。
- ☆ 整備費及び維持管理費の単年度平均は、過去 10 年間は 20.4 億円となっており、今後 30 年間は 30.4 億円の推計となります。今後予定している公共施設の新築・建替や都市計画道路・都市公園の整備、改修すべき設備の未改修費用等を計上しているため、10 億円増加する見込みです。

4 将来の見通しを踏まえた今後の考え方

- ★市の人口は、将来的には減少するとともに、少子高齢化が進んでいくことが想定されるため、将来、施設整備を実施する際は、人口減少や人口構成の変化に伴う市民ニーズを捉えて、これらに見合った整備のあり方を検討します。

- ★今後、高齢化が進んでいきますが、2025年問題等をはじめ、75歳以上の高齢者が増加していくことが想定されます。このことを踏まえ、75歳以上の人口にも着目し、75歳未満と75歳以上のそれぞれの区分に応じたニーズ把握や分析等を行い、将来の施設のあり方を検討する材料とします。

- ★今後の社会保障費の増加に対応するため、公共施設等の整備費や維持管理費に要する一般財源を確保することが困難となります。そのため、将来を見据えながら、計画的に公共施設整備基金及び公共施設修繕基金を積み増していくよう努めます。

- ★将来的な公共施設等の更新の際に、一時期に財政負担が過度に集中しないよう、公共施設等の整備、改修、維持管理等に係る費用についてできる限り平準化を図ります。また、各施設の個別計画を策定・見直しする際には、平準化を図る判断材料の一つとして、固定資産台帳を活用し、減価償却費等も考慮しながら検討します。

- ★その時の人口や財政の状況、見込み等を踏まえながら、公共施設等の総量の適正化を図ります。また、市民ニーズの変化に対応できるよう将来的な転用を見据えた施設や複合施設等の整備、長寿命化等による既存施設の有効活用等、多様で効率的な整備方法を検討するとともに、民間活力の活用等の調査・研究を進めます。

Ⅲ 公共建築物の管理に関する基本的な考え方

1 公共建築物の状況

(1) 公共建築物の概要

狛江市で所有している公共建築物数は、80施設(狛江市公有財産台帳等による)であり、主要な施設としては、小学校・中学校(10施設)、地域・地区センター(8施設)、保育園(5施設)等です。

■ 狛江市の公共建築物

平成 28 (2016) 年 7 月 1 日現在

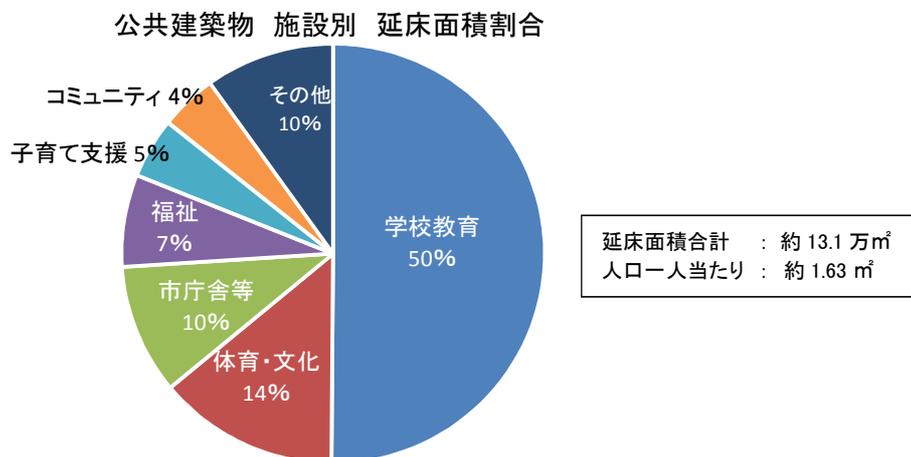
	施設区分	施設数	施設名
学校教育	小学校	6	第一小学校、第三小学校、第五小学校、第六小学校、和泉小学校、緑野小学校
	中学校	4	第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校
	教育関連施設	2	中学校給食センター、教育研究所
体育・文化	体育施設	6	市民グラウンド、市民総合体育館、市民プール(プール棟)、西和泉体育施設(グラウンド・体育館)、元和泉市民テニスコート、東野川市民テニスコート
	文化施設	4	市民センター(中央公民館、中央図書館)、西河原公民館、エコルマホール、古民家園
子育て支援	保育園	5	藤塚保育園、駒井保育園、駄倉保育園、三島保育園、市立保育園仮園舎(和泉保育園)
	学童保育所	5	上和泉学童保育所、猪方学童保育所、松原学童保育所、東野川学童保育所、駒井学童保育所
	児童館、他	4	岩戸児童センター、和泉児童館、子ども家庭支援センター、プレーパーク管理棟
福祉	複合施設	1	あいとぴあセンター
	福祉施設	4	シルバー人材センター、シルバー人材センター作業所、東和泉一丁目福祉作業所、西野川一丁目福祉作業所
コミュニティ	地域センター	4	野川地域センター、上和泉地域センター、南部地域センター、岩戸地域センター
	地区センター	4	駄倉地区センター、和泉多摩川地区センター、根川地区センター、谷戸橋地区センター
市庁舎	市庁舎	3	市庁舎、防災センター、市民活動支援センター
その他	その他	28	ピン・缶リサイクルセンター、狛江駅北口地下駐車場、消防団分団器具置場(7施設)、災害対策備蓄倉庫等(16施設)、旧第四小学校校舎、旧根川学童保育所、自転車撤去保管場所

(2) 公共建築物の推移

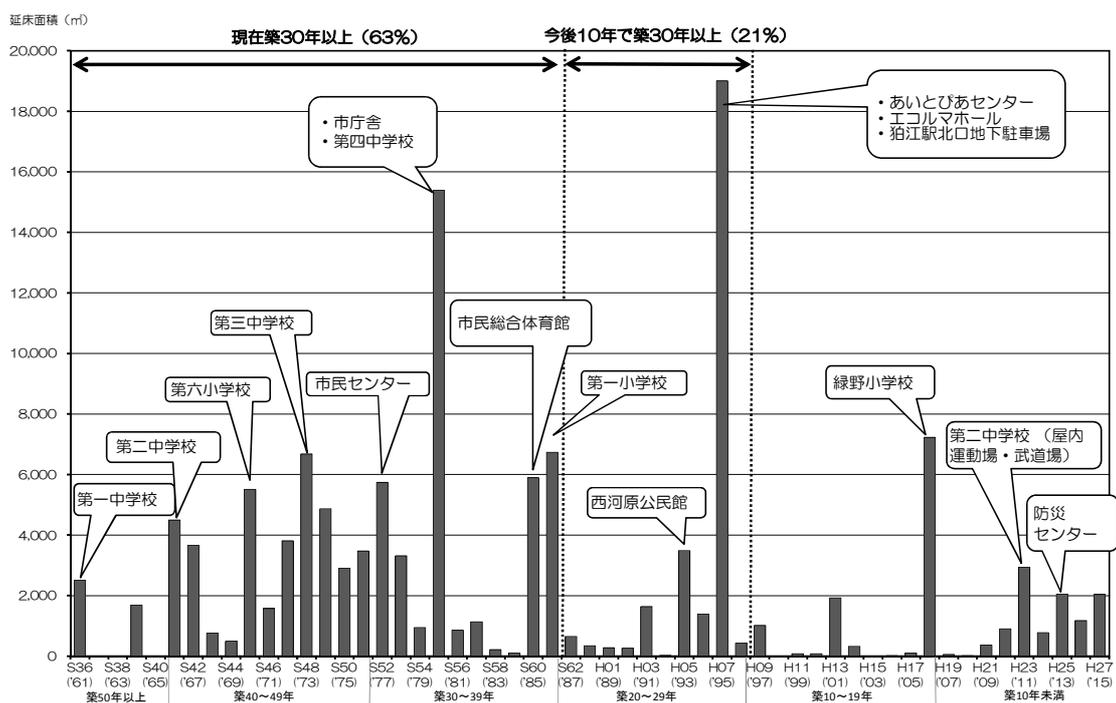
狛江市が所有する公共建築物の延床面積は約 131,000 ㎡（平成 28（2016）年 7 月 1 日現在、狛江市公有財産台帳等による）、人口一人当たりの公共建築物延床面積は約 1.63 ㎡/人、施設別延床面積割合を見ると、学校教育関連施設だけで、全延床面積の約 50%を占める状況です。

建設年度別延床面積では、昭和 40 年代前半から 60 年代前半にかけて、建設が集中しています。この時期にほとんどの小学校・中学校の校舎・屋内運動場が建設されています。この時期を含む昭和 61（1987）年以前に建設された建築物は、平成 28（2016）年度末時点で築 30 年以上経過し全延床面積に対し約 63%にあたります。また 10 年後の平成 38（2026）年度末までに築 30 年を迎える建築物は更に 21%増え、約 84%になります。

つまり、市のほとんどの建築物が大規模改修の対象となり、引き続き計画的な整備プログラムの策定と実施が必要であると予想されます。



公共建築物 建築年度別延床面積

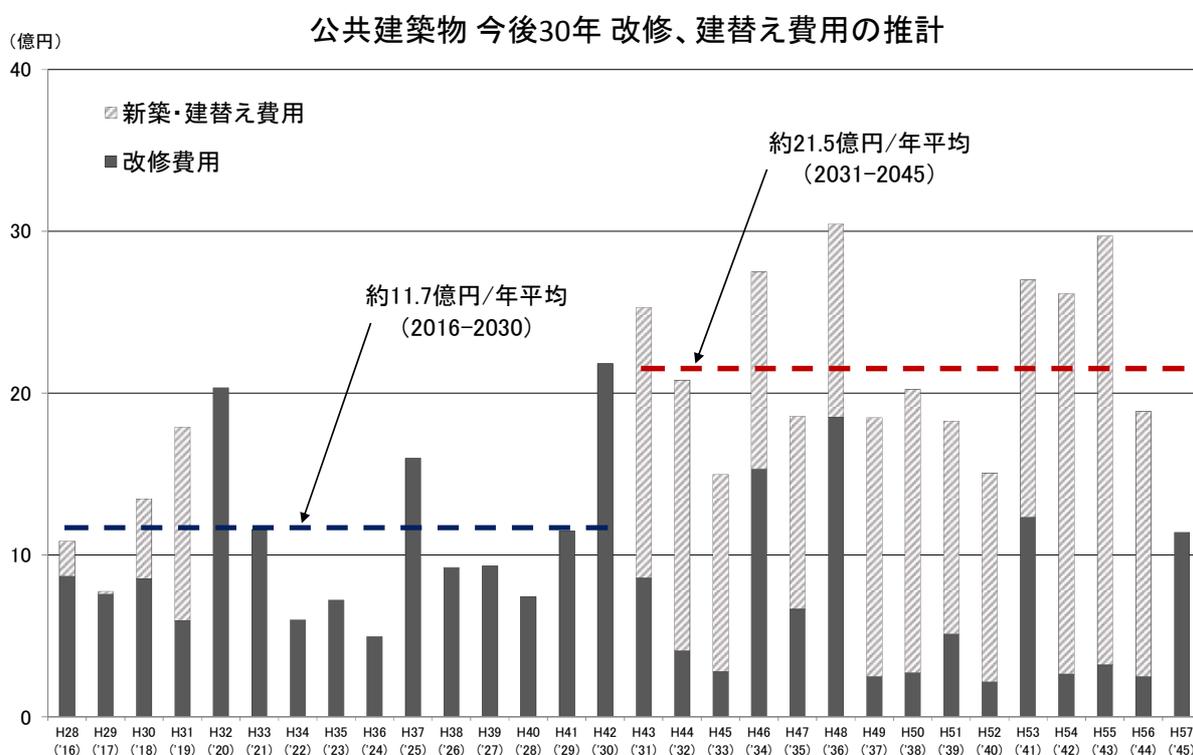


(3) 公共建築物の整備費用の推計

狛江市が所有する公共建築物の将来的な改修及び建替え費用（30年間）について推計（※）を行ったところ、平成28（2016）年～平成57（2045）年の30年間の合計は約489億円となりました。

平成28（2016）年～平成42（2030）年の前半15年間は改修が主であり、平均は約11.7億円/年です。また、平成43（2031）年～平成57（2045）年の後半15年間の平均は約21.5億円/年となり、主に昭和40年代～50年代に建てられた小中学校が一斉に建替え時期を迎えるため、整備費用が増大します。

これらの結果から、平成28（2016）年～平成42（2030）年の15年間は主に未改修部分を平準化しながら改修工事を確実に実施し、並行して将来の建替え集中時期に備えた財源の検討や計画の策定を行う必要があります。



※改修費用は「保全マネジメントシステム」(財)建築保全センター) を活用して推計。更新時期については実状を考慮するとともに、現時点で更新時期を経過しているものは平成42(2030)年度までに割り振りを行っている。

※建替え費用は、おおむね築65年を目処に既存建物と同規模で建て替えを行うことを想定し、総務省「更新費用試算ソフト」の建替え単価を参考にして推計。(改築時期が決定していないものは2カ年に分けて計上)

※本表は全体の整備費用を算出するためのものであり、年度毎の整備スケジュール及び整備費用見込額は「狛江市公共施設整備計画」で示していく。

2 公共建築物の管理に関する基本的な方針（今後 10 年間）

①点検・診断等の実施方針

部位ごとの更新年数を基に、各種点検の結果や不具合の報告も考慮しながら、改修計画を作成します。また設計時にも各部位について点検・診断して改修項目を決定します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

保全マネジメントシステムを活用し、施設ごとにいつどの部分が改修・更新が必要かを把握することで「狛江市公共施設整備計画」や「狛江市実行プラン」等の施設別整備プログラムの策定、見直しに反映させます。

③安全確保の実施方針

点検・診断等の結果、危険性が認められた建築物については優先的に対応し、速やかに必要な措置を実施します。

④耐震化の実施方針

「狛江市耐震改修促進計画」に示す防災上重要な公共建築物については平成 26 年度中に耐震化率 100%となっています。その他の主な公共建築物についても平成 28 年度中に耐震化率 100%となる予定です。

⑤長寿命化の実施方針

各部位や機器の更新年数を考慮し、計画的な改修工事を実施することで、建物を長寿命化し、建替え周期の目安をおおむね 65 年とします。

⑥統合や廃止の推進方針

狛江市は現在も人口が微増であり、現状早急には総量を減らす必要はないものの財政状況も厳しい中、将来の建替え集中時期に合わせ、その時の需要に合った用途への変更や複合化等を行えるように検討します。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「狛江市公共施設整備計画」及び「狛江市実行プラン」に基づき、計画的かつ効率的に整備を行っていきます。計画を推進するにあたっては、組織としての対応を基本としつつ、関連部署等との情報共有を図り、組織連携により進めます。

また、総合的かつ計画的な維持管理を実現させるために、技術の継承を図るとともに、新たな技術や知識の習得に努めます。

Ⅳ インフラの管理に関する基本的な考え方

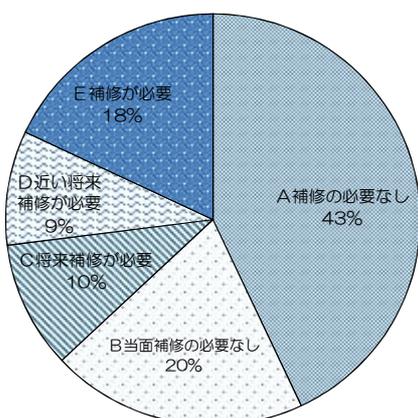
1 道路

(1) 道路の状況

狛江市が管理する市道の実延長は約 118km、面積は約 648km²(平成 27(2015)年 3 月末現在)となっており、今後の維持管理費用の増加が予想されるため、平成 25(2013)年 2 月に策定した「狛江市道路修繕計画」に基づき、誰もが快適かつ安全に通行できるように、維持管理を行っています。

平成 23(2011)年度に舗装状況を調査し、平成 24(2012)年度に評価した結果、補修が必要な「E 評価」は約 2 割、近い将来補修が必要な「D 評価」は約 1 割という状況でした。

平成24(2012)年度 評価結果

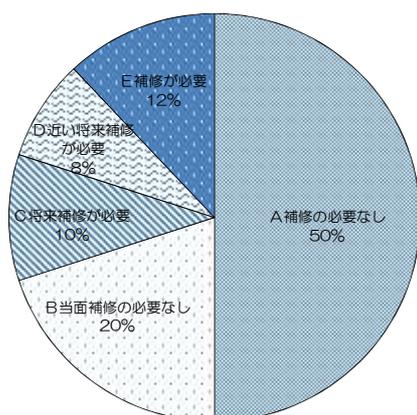


	平成23(2011)年度調査 平成24(2012)年度評価	補修時期 の目安	生活道路・幹線道路	
			概略延長	割合
A	補修の必要なし	30年以内	51,081	43%
B	当面補修の必要なし	20年以内	24,326	20%
C	将来補修が必要	15年以内	11,958	10%
D	近い将来補修が必要	10年以内	10,805	9%
E	補修が必要	5年以内	21,382	18%
	合計		119,552	100%

(出典「狛江市道路修繕計画」)

その後、道路修繕計画に基づき、平成 25(2013)～27(2015)年度と 3 年間整備を行った結果、全体で「E 評価」の割合は 6 ポイント減少し、「A 評価」の割合が増加しましたが、20%が「D 及び E 評価」となっています。A、B、C 評価の市道は、平成 33(2021)年に再度評価し、修繕の必要性を検討することとしています。

平成27(2015)年度 評価結果



	平成28(2016)年 3 月 末 現 在	補修時期 の目安	生活道路・幹線道路	
			概略延長	割合
A	補修の必要なし	30年以内	58,892	50%
B	当面補修の必要なし	20年以内	24,326	20%
C	将来補修が必要	15年以内	11,958	10%
D	近い将来補修が必要	10年以内	9,797	8%
E	補修が必要	5年以内	14,579	12%
	合計		119,552	100%

(2) 道路の管理に関する基本的な方針（今後 10 年間）

①点検・診断等の実施方針

日常の道路パトロールや市民等から寄せられる情報のほか、定期的に市で管理する道路を対象とした舗装状況の点検を実施します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

各路線の優先度を定め、劣化・損傷等の状況に応じた修繕を計画的に実施します。

③安全確保の実施方針

平常時だけでなく大規模な自然災害等の有事の際においてもその機能を万全に発揮できるように必要な対策を確実に実施します。

④長寿命化の実施方針

「狛江市道路修繕計画」の定期的な見直しとともに着実に実施します。

⑤総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「狛江市道路修繕計画」に基づき、コストの平準化を図り、計画的に維持管理を進めます。計画を推進するにあたっては、組織としての対応を基本としつつ、関連部署等との情報共有を図り、組織連携により進めます。

また、総合的かつ計画的な維持管理を実現させるために、技術の継承を図るとともに、新たな技術や知識の習得に努めます。

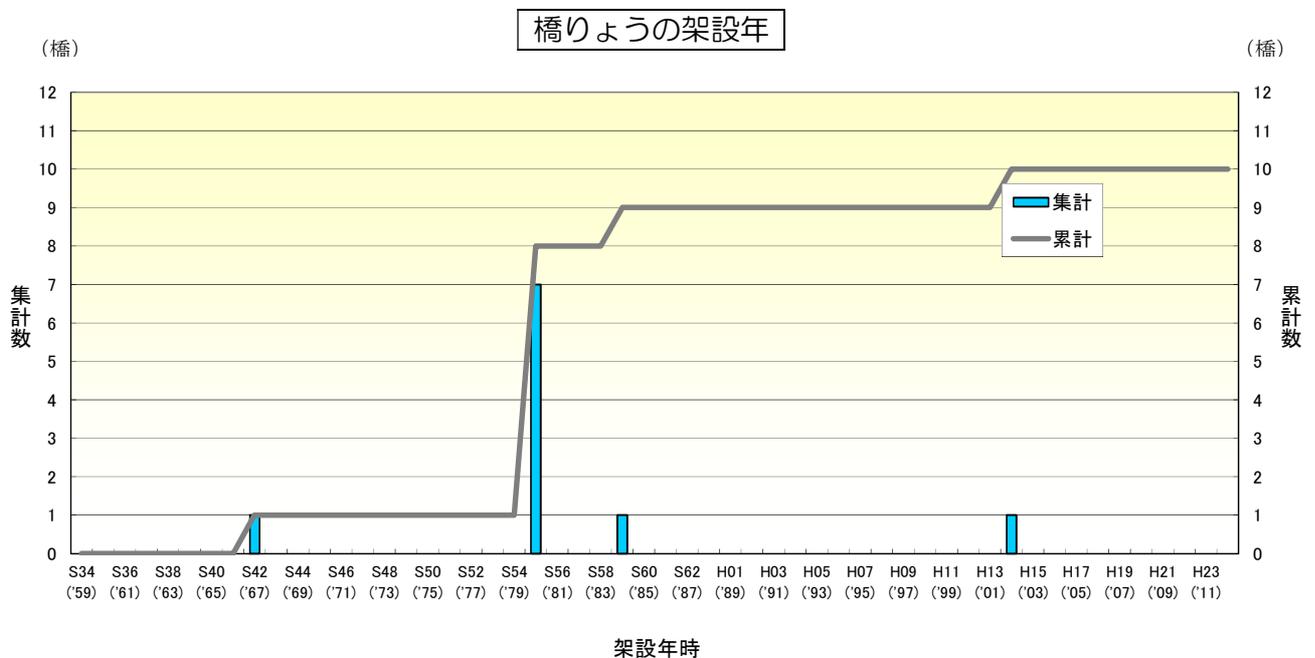
2 橋りょう

(1) 橋りょうの状況

狛江市が管理する橋りょうは 10 橋（平成 28（2016）年 3 月末現在）あり、昭和 42（1967）年に 1 橋建設され、昭和 55（1980）年には根川の整備に併せて 7 橋、昭和 59（1984）年に 1 橋、平成 14（2002）年に 1 橋建設されました。

今後、建設後 50 年経過した高齢化橋りょうの割合が増加していくことになるため、計画的かつ予防的な対応により橋りょうの長寿命化を図り、予算の平準化と維持管理コストの縮減を行うことにより、次世代に大きな負担をかけることなく、道路交通の安全性と信頼性を将来にわたり確保する必要があります。

そのため、平成 25（2013）年に策定した「狛江市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的に長寿命化及び修繕・架替えに取り組んでいます。



（出典「狛江市橋梁長寿命化修繕計画」）

(2) 橋りょうの管理に関する基本的な方針（今後 10 年間）

①点検・診断等の実施方針

省令等で定められた点検基準等に基づき、橋りょうの状態を把握して損傷の早期発見に努めます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

損傷が深刻化する前に計画的に修繕を行う予防保全的な維持管理を行い、修繕に係る費用の縮減を図るとともに、維持管理コストの平準化を図ります。

③安全確保の実施方針

平常時だけでなく大規模な自然災害等の有事の際においてもその機能を万全に発揮できるように必要な対策を確実に実施します。

④耐震化の実施方針

点検等の結果を重視し耐震性の向上に努めます。

⑤長寿命化の実施方針

「狛江市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型管理を行い、橋りょうの長寿命化を図ります。

⑥総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「狛江市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、コストの平準化を図り、計画的に維持管理を進めます。計画を推進するにあたっては、組織としての対応を基本としつつ、関連部署等との情報共有を図り、組織連携により進めます。

また、総合的かつ計画的な維持管理を実現させるために、技術の継承を図るとともに、新たな技術や知識の習得に努めます。

3 下水道

(1) 下水道の状況

狛江市の公共下水道は昭和 44（1969）年に整備を開始し、汚水については昭和 54（1979）年に 100%の整備率を達成し、現在は雨水に関する整備を進めています。

汚水や雨水を流すための施設である下水管渠^{きよ}の寿命が 50 年と言われる中、当初大量に整備した管渠^{きよ}が 40 年程度経過し、適切な維持管理や効率的な改築・修繕を行う必要があります。また、集中豪雨対策、地震対策、合流式下水道の改善、広域的な水質保全、水循環等の課題があります。

そのような状況の中、平成 22（2010）年度から「狛江市下水道総合計画」に基づき、効率的な事業運営に取り組んでいます。

狛江市の下水道事業の概要

下水道事業名	狛江市公共下水道（多摩川流域野川処理区関連） 市全域が、2つ以上の市町村の下水を集めて処理する流域下水道であり、野川処理区は、武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市で構成しています。
区域面積	582ha（合流式 389ha、分流式 193ha） 行政区域 639ha のうち、多摩川河川敷等の市街化調整区域 57ha を除外した市街化区域を下水道計画区域としています。
事業認可年度 事業着手年度	昭和 44（1969）年度
整備率	汚水 100%（普及率 100%） 雨水 約 76%（ただし幹線系統は 100%） 平成 28（2016）年 3 月末現在
管渠 ^{きよ} 総延長	約 227 km 平成 28（2016）年 3 月末現在

（出典「狛江市下水道総合計画」）

(2) 下水道の管理に関する基本的な方針（今後 10 年間）

①点検・診断等の実施方針

市内の下水道施設をTVカメラ等で調査を行います。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

下水道の機能や役割を持続させ、今後も安心・安全に利用できるように、事業の平準化を考慮し、計画的かつ段階的な改築・修繕を行います。

③安全確保の実施方針

下水道施設が原因で起きる道路等の陥没の主たる原因である取付管の補修工事を積極的に進めます。

④耐震化の実施方針

「狛江市下水道総合計画」に基づき、重要な幹線や緊急度の高い重要路線について優先的に地震対策工事を進めるとともに、避難所にマンホールトイレの設置を進めます。

⑤長寿命化の実施方針

「狛江市下水道総合計画」に基づき、劣化度が高い管渠等^{きよ}に対して更生工法や部分補修を実施し、施設の再生・延命化を進めます。

⑥総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「狛江市下水道総合計画」に基づき、コストの平準化を図り、計画的に維持管理を進めます。計画を推進するにあたっては、組織としての対応を基本としつつ、関連部署等との情報共有を図り、組織連携により進めます。

また、総合的かつ計画的な維持管理を実現させるために、技術の継承を図るとともに、新たな技術や知識の習得に努めます。

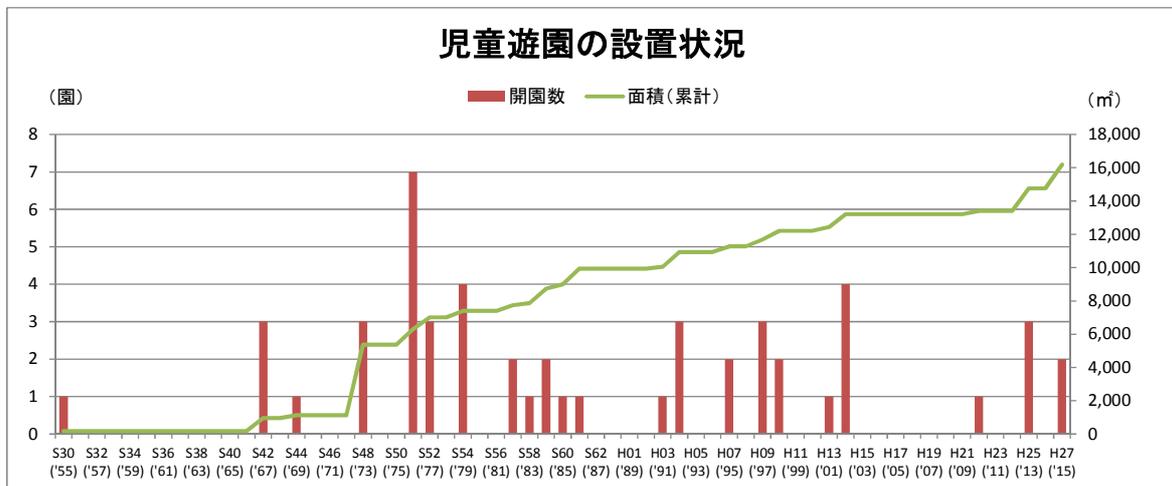
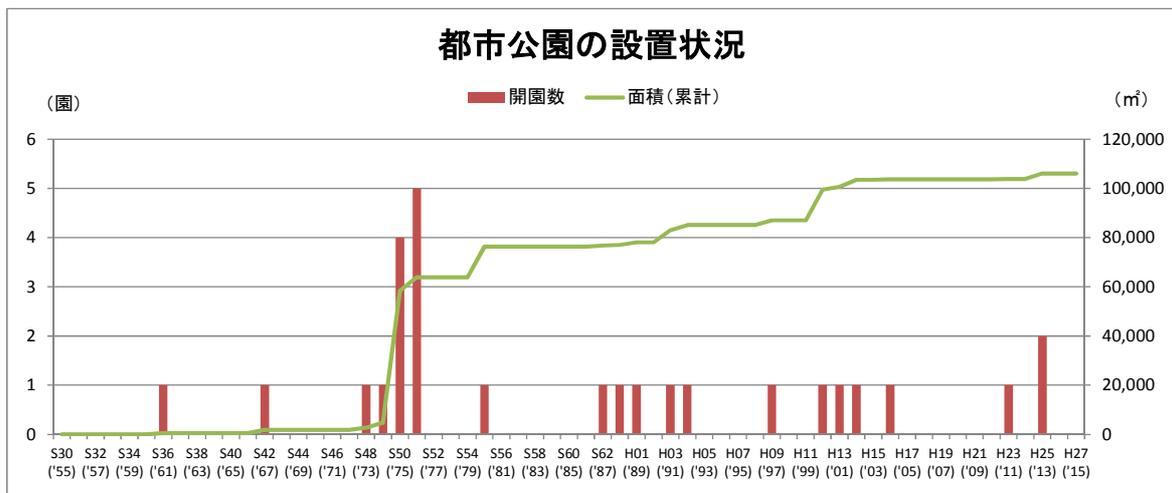
4 公園

(1) 公園の状況

公園については、都市公園法に基づく都市公園と地方自治法や市の条例に基づく児童遊園があり、狛江市で管理しているものは都市公園 27 箇所、児童遊園 51 箇所、合計 78 箇所となっています。

公園には、トイレや管理棟といった建物、遊具等の工作物、樹木等があり、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」及び「遊具の安全に関する基準（一般社団法人日本公園施設業協会）」等に基づき、定期的な点検等により適切な維持管理を行っています。

平成 28（2016）年 3 月末現在	都市公園	児童遊園
設置数	27	51
総面積（㎡）	106,081.39	16,192.64
1 園あたり（㎡） ※小数点以下切り捨て	3,928	317



(2) 公園の管理に関する基本的な方針（今後 10 年間）

①点検・診断等の実施方針

公園内の遊具等について、遊具等による事故を未然に防ぐことを目的に、国土交通省が策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、毎年度点検を実施します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

公園の遊具等の定期点検に伴い、劣化が確認された施設については、修繕、撤去や更新等を実施します。

③安全確保の実施方針

利用者の安全確保を第一に、災害時の避難場所として利用されることを考慮し、施設の適切な点検及び維持管理による安全確保を図ります。

④長寿命化の実施方針

保守点検の結果に基づき、劣化度が高い施設等に対して、計画的な修繕や更新を実施し、公園等の延命化を図ります。

⑤総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

コスト削減に留意しながら、公園の効用を全うする計画的な維持管理を行います。計画を推進するにあたっては、組織としての対応を基本としつつ、関連部署等との情報共有を図り、組織連携により進めます。

また、総合的かつ計画的な維持管理を実現させるために、技術の継承を図るとともに、新たな技術や知識の習得に努めます。

V フォローアップの実施方針等について

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等を総合的かつ計画的な管理を推進するためには、部門横断的な組織連携の見地から行う必要があります。そのため、政策室が中心となり各部署と連携して、公共施設等に関する情報収集や情報共有を図り、総合的に推進します。

2 評価・検証

計画期間は10年ですが、中長期的視点を持って計画的に推進する必要がある一方で、社会情勢の変化等に対して対応することも必要です。

総合管理計画については、おおむね中間年度において評価・検証を行います。検証結果や人口・財政面・施設状況等のその時の状況や見通しを踏まえ、必要に応じて計画を見直します。また、検証結果については、広報・ホームページ等で公表します。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	
(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	
				評価 検証						
中間年度に評価・検証を行う。検証結果や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直す。										